



集会ではプラカードを掲げてコール

市民と野党が共同して廃案に追い込もう

話し合いが
罪になる

共謀罪NO!!

4・6大集会



国鉄労働組合
東海エリア本部
東京港区新橋5・15・5
交通ビル4階
発行責任者 長岡正之
編集責任者 寺崎 浩

テロ等組織犯罪準備罪 (共謀罪) の閣議決定に対する抗議声明

安倍内閣は、3月21日の閣議においてテロ等組織犯罪準備罪、いわゆる共謀罪の法制化を目指した組織犯罪処罰法改正案を決定し、国会に提出した。

話し合いを行っただけで処罰することのできる共謀罪は、憲法で保障された思想・信条の自由や信教の自由、表現の自由を奪うものであり、勤労者の団結権も脅かす違憲立法である。

すでに3回も法制化を目指してきた共謀罪は、思想や言論の自由を取り締まるものとして、あらゆる方面から反対の声が沸き起こり、廃案となってきたいわくつきの法律である。それを今回、東京オリンピックに開催に必要な法律だと安倍首相が発言、更には2000年の国連総会で採択された国際組織犯罪防止条約を批准するためには共謀罪の成立が必要だと強調している。

しかし、日本はすでに13本のテロ防止関連条約を批准しており、この国際組織犯罪防止条約も共謀罪を成立させることなく批准して現在の法律の範囲内で十分に対応できるはずである。

詭弁を弄して国民を欺き、違憲立法である共謀法の法制化を行うために国会に提出したことは断じて許しがたい行為である。

共謀罪が成立したならば、労働組合や多くの市民が企業の横暴や様々な不当な行為に声をあげることすら捜査の対象となりえる恐ろしいものであり、活動が制限され、萎縮させられることは言うまでもない。

警察が共謀罪として摘発を行うためにはメールや電話の盗聴を行い、GPSなどを使い行動を監視することが必要となってくる。当然、市民が互いに監視しあい、密告させられるようになる。

戦前のようにものも言えぬ社会に変えてしまう共謀罪の成立は絶対に阻止しなければならない。

共謀罪の成立の真の狙いは、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使が可能となる戦争法を一体のものとして運用することで憲法の内容をなし崩しに変更して最終的には憲法改正を行い、戦争のできる国へと日本を変えていくことである。

国鉄労働組合東海本部は、思想・信条・表現・良心・信教の自由を奪い去り、労働者の団結権をも脅かす共謀罪の国会提出に断固抗議するとともに多くの労働組合や市民とともに廃案に追い込むために奮闘する。

2017年3月22日 国鉄労働組合東海本部

集会は、「共謀罪NO! 実行員会」と「総がかり実行委員会」が共催し、3700人(主催者発表)が参加。「共謀罪NO!」と書かれたプラカードを掲げながら、「安倍政権の暴走止めよ

う」とコール。集会終了後、国会まで請願デモ行進をしました。参加者は「必ず廃案を勝ち取る」と決意を新たにしました。主催者あいさつで海渡弁護士は、「この国は、戦争か平和か

話し合うことだけで罪になるのはゴメンだ」「言論封じだ」「監視社会につながる」「現代版治安維持法だ」「テロ対策とうそつくな」。安倍政権は組織犯罪処罰法改正案(共謀罪)の審議入りを6日に強行しました。「4・6大集会」(日比谷野外音楽堂)を報告するとともに、東海本部の「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の閣議決定に対する抗議声明」を掲載(左欄)します。



国会請願デモで待ち受けた野党議員たちとコールする東海本部の参加者

の岐路に立っている。法案の廃案をめざして最後までたたかう」と述べました。学者や作家など5氏が発言。日本ペンクラブ専務理事で、ノンフィクション作家の吉岡忍さんは、「国民の思想の自由を奪

この後、民進党、共産党、社民党、自由党、参院会派「沖縄の風」の野党各党がスピーチ。各氏は「市民と野党が力を合わせて必ず廃案に追い込もう」と呼びかけ、壇上でプラカードを掲げて参加者と一緒にコールしました。

う法律は、いつも拡大解釈されると歴史が証明している。私は共謀罪に反対します」と力強く決意表明。立憲デモクラシーの会の山口二郎さんは、「野党4党とも協力していく。必ず廃案に追い込み、安倍政権を倒す決意で闘いましょう」と訴えました。

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

交通共済 ニュース

類焼損害保障



個人賠償保障



借家人賠償保障
+ 修理費用



※借家にお住まいの方のみ

オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険㈱を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。



みんなで暮らしをガード
交通共済 (JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

定年後と前で格差の合理性検証は確立

「労働契約法20条について」(講演要旨) 宮里邦雄弁護士

国労東海本部は2016年12月6日、東京・新橋で「17春闘・賃金討論集会」を開催し、定年後の再雇用時の賃下げをめぐる裁判「長澤運輸事件」の組合側の弁護を担当した宮里邦雄弁護士(国労弁護士団常任幹事)の「労働契約法20条について」の講演を受けました。その講演要旨を掲載します(文責・編集部)

講演内容は主に、「長澤運輸事件」(囲み欄参照)に対する2016年5月13日東京地裁判決での賃下げは不当であるとの組合側勝訴、同年11月2日東京高裁判決での地裁判決を棄却するとの不当判決に対する判決内容と解釈、「労働契約法20条」(囲み欄参照)の解説と今後の労働組合としての取り組みについてでした。「労働契約法20条」は2013年4月1日から施行の比較的新しい法律であり、各

級機関や組合員が法律を理解し、定年前と再雇用後の労働条件が、労働契約法20条に照らして不合理があるかどうかを検証し、活用していくことの重要性を再認識させられました。

◇

労働契約法20条は格差が不合理かどうかの判断要件として、①職務の内容、責任の程度、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情、を掲げています。

地裁判決では「嘱託社員である原告らと正社員との間には、①職務の内容及び②当該職務に伴う責任の程度に差異がなく、業務の都合により勤務場所や業務の内容を変更することがある点でも両者の間に差異はないか

ら、①及び②は正社員と同一であると認められる。」と①と②を重視したうえで、③その他の事情として定年後再雇用であることを検討し、賃金格差は不合理との結論をだしました。

これに対し高裁判決も①②③と地裁と同じように取り扱っているが、③の「その他の事情」に含まれる「控訴人(会社)は、定年退職者を再雇用して正社員と同じ業務に従事させる方が、新規に正社員を雇用するよりも賃金コストを抑えることができるという意図を有している」と認めるが、職務内容等が同一であ

るとしても、賃金が下がることは広く行われており、社会的にも容認されている」との現状を重視し、格差は認められるとしています。

改正労働契約法20条が生まれた背景には、職務内容が同一であるのに不合理に賃金が切り下げられている現実を是正しようということが立法趣旨です。この立法趣旨と存在意義を、高裁判決は「格差は社会に広く存在する」との理由で事実上否定したのです。しかし、一審判決も二審判決も、有期雇用契約も無期雇用契約とで、期間の定めがあるかないかによって定型的に労働条件を異にするものにしたのだから、定年後有期雇用にも労働契約法20条が適用されることは明らかであると言っています。

す。このことは、定年後再雇用と定年前で労働条件に格差がある場合、20条に照らして合理性があるかどうかを検証することを経法的に確立させたわけですね。

今後この裁判は最高裁で争われることになりました。大阪高裁でも労働契約法20条で争っているハマキョウレックス裁判で最高裁に上告されています。二つの労働契約法20条が最高裁で争われることになりました。私たちとしても逆転勝訴をめざして支援します。みなさんとして、今後20条を生かす取組みとして有期雇用と無期雇用での労働条件の相違について職場の中から総点検を進め、不合理と判断した場合には交渉等では正の取り組みの強化をお願いします。



講演する宮里邦雄弁護士

※ 労働契約法20条 「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」

「有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用人と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該業務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。」(平成25(2013)年4月1日施行)

※ 長澤運輸事件・原告の主張

連帯ユニオン長澤運輸分会に所属する原告の主張は、定年前(無期雇用)と再雇用後(有期雇用)で職務がまったく同一(同じトラックに乗って、同じエリアにセメントを配送)であるにもかかわらず、①月例給が実質的に7万円近く下げられた、②残業単価が時間当たり500円下げられた、などのために年間100万円以上(25%前後)も賃金が下げられた。これは、無期雇用契約と有期雇用契約との間の不合理な格差であり、労働契約法20条に違反している。

「がん」の保障 <新生きるためのがん保険Days 新生きるためのがん保険Daysプラス>

新生きるためのがん保険Days		新生きるためのがん保険Daysプラス	
Aプラン 入院給付金日額10,000円		Aプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ	
診断給付金	100万円	100万円	100万円
入院給付金	10,000円	10,000円	10,000円
通院給付金	10,000円	10,000円	10,000円
手術給付金	20万円	20万円	20万円
放療給付金	20万円	20万円	20万円
抗がん剤	10万円	10万円	10万円
がん治療費	5万円	5万円	5万円

新生きるためのがん保険Days		新生きるためのがん保険Daysプラス	
Aプラン 入院給付金日額10,000円		Aプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ	
診断給付金	100万円	100万円	100万円
入院給付金	10,000円	10,000円	10,000円
通院給付金	10,000円	10,000円	10,000円
手術給付金	20万円	20万円	20万円
放療給付金	20万円	20万円	20万円
抗がん剤	10万円	10万円	10万円
がん治療費	5万円	5万円	5万円

新生きるためのがん保険Days		新生きるためのがん保険Daysプラス	
Aプラン 入院給付金日額10,000円		Aプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ	
診断給付金	100万円	100万円	100万円
入院給付金	10,000円	10,000円	10,000円
通院給付金	10,000円	10,000円	10,000円
手術給付金	20万円	20万円	20万円
放療給付金	20万円	20万円	20万円
抗がん剤	10万円	10万円	10万円
がん治療費	5万円	5万円	5万円

※詳しくは「契約概要」等をご覧ください。
 <募集代理店> アベニール株式会社
 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F
 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822

<引受保険会社> アブラック 東京第二法人営業部
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
 当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き
 コールセンター 0120-5555-95

「生きる」を創る。Afiac

AF006-2016-0844 12月27日